



# 鳥取県公報

平成 27 年 12 月 22 日(火)  
第 8 7 6 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (811) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (812) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の廃止の届出 (813) (〃) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (814) (障がい福祉課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (815) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (816) (〃) . . . . . 3
	指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (817) (〃) . . . . . 3
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (818) (住まいまちづくり課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除 (2 件) (819・820) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	土地改良区の役員の就退任 (821) (東部農林事務所) . . . . . 4
	土砂災害警戒区域の指定 (822) (治山砂防課) . . . . . 5
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (2 件) (823・824) (〃) . . . . . 5
	土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (825・826) (〃) . . . . . 10
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (36) (教育総務課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人健歯会 おおくさ歯科医院	鳥取市桜谷79-3	平成27年11月1日
音田歯科医院	東伯郡湯梨浜町大字旭77-2	〃
徳吉薬局 しかの	鳥取市鹿野町鹿野1092-1	〃

## 鳥取県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
アイ・プラス薬局 松並店	鳥取市松並町一丁目140-3	平成27年11月1日
池田薬局	鳥取市今町一丁目323	〃

## 鳥取県告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
大草歯科医院	鳥取市桜谷79-3	平成27年10月29日
音田歯科医院	東伯郡湯梨浜町大字旭77-2	平成27年10月31日

## 鳥取県告示第814号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名	開設者の住所	指定自立支援医療	指定自立支援医療	自立支援医療の	指定年月日

又は名称		機関の名称	機関の所在地	種類	
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一丁目27-9	徳吉薬局 しかの	鳥取市鹿野町鹿野1092-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成27年12月1日
医療法人社団荒木医院	境港市明治町189-1	医療法人社団荒木医院	境港市明治町189-1	精神通院医療	〃

#### 鳥取県告示第815号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ゴダイ株式会社	でんでん倶楽部湖山	鳥取市湖山町北二丁目110	平成27年12月21日	通所介護

#### 鳥取県告示第816号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ゴダイ株式会社	でんでん倶楽部湖山	鳥取市湖山町北二丁目110	平成27年12月21日	介護予防通所介護

#### 鳥取県告示第817号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	就労継続支援B型	平成28年1月1日

#### 鳥取県告示第818号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更する旨の届出があった事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加

名 称 千葉事務所

所在地 千葉県船橋市葛飾町二丁目402-3

名 称 福岡事務所

所在地 福岡県福岡市博多区御供所町1-1

3 変更年月日

平成28年1月15日

鳥取県告示第819号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字安田384の15・字東ノ二 721の37・721の38（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第820号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字安田384の15・字東ノ二 721の37（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年12月22日

鳥取県東部農林事務所長事務取扱鳥取県東部農林事務所副所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無66

〃 西 尾 洋 一 郎 鳥取市佐治町津無454

〃 奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無360

〃 下 石 讓 鳥取市佐治町畑228  
〃 小 谷 俊一郎 鳥取市佐治町加瀬木389  
〃 前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無108  
〃 西 尾 隆 之 鳥取市佐治町津無479  
監 事 谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸399  
〃 中 谷 庄 治 鳥取市佐治町高山61  
〃 西 尾 光 之 鳥取市佐治町津無594－3  
平成27年3月30日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無66  
〃 西 尾 洋一郎 鳥取市佐治町津無454  
〃 奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無360  
〃 下 石 讓 鳥取市佐治町畑228  
〃 前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無108  
監 事 谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸399  
〃 植 木 好 美 八頭郡智頭町市瀬1225  
平成27年3月30日就任 任期3年

## 鳥取県告示第822号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
福寿実16地区（Ⅱ－3666）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第823号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
米子市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称

## 区域の変更に係るもの

酒屋側谷（Ⅰ－１－４－２６－５）、吉谷（Ⅰ－１－４－２６－６）、長砂谷（Ⅰ－１－４－２６－１０）、水蓮谷（Ⅰ－１－４－２６－１１）、奥陰田谷（Ⅰ－１－４－２６－１９）、宗像 1（Ⅰ－１－４－２６－２３）、奥陰田 i（Ⅰ－１－４－２６－２５）、長砂町 i（Ⅰ－１－４－２６－２８）、東美谷（Ⅰ－２－２６－３２－２）、山坪井谷（Ⅰ－２－２６－３２－３）、小大場（Ⅰ－２－２６－３２－４）、高井谷（Ⅰ－２－２６－３２－６）、西原 i（Ⅰ－２－２６－３２－７）、橋本（Ⅱ－１－４－２６－３）、宗像 3（Ⅱ－１－４－２６－６）、宗像 i（Ⅱ－１－４－２６－１５）、古市 i（Ⅱ－１－４－２６－１７）、上淀 i（Ⅱ－２－２６－３２－４）、高井谷 i（Ⅱ－２－２６－３２－５）、高井谷 ii（Ⅱ－２－２６－３２－６）、石州府 i（Ⅱ－２－２７－２６－２）、西原 iii（Ⅱ－２－３３－３２－３）、長砂町 ii（Ⅲ－１－４－２６－３）、長砂町 iii（Ⅲ－１－４－２６－４）、長砂町 iv（Ⅲ－１－４－２６－５）、新山 i（Ⅲ－１－４－２６－６）、古市 iv（Ⅲ－１－４－２６－１１）、吉谷 v（Ⅲ－１－４－２６－１３）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

米子市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

## 区域の変更に係るもの

上粟島地区（Ⅰ－８６２）、祇園町 2 地区（Ⅰ－８６４）、陰田地区（Ⅰ－８６７）、祇園町 5 地区（Ⅰ－８６８）、奥陰田地区（Ⅰ－８７１）、奥陰田 2 地区（Ⅰ－８７２）、酒屋側地区（Ⅰ－８７３）、榎原地区（Ⅰ－８７４）、大袋 2 地区（Ⅰ－８７６）、上安曇 2 地区（Ⅰ－８７８）、別所地区（Ⅰ－８７９）、諏訪地区（Ⅰ－８８２）、諏訪神社地区（Ⅰ－８８３）、福市一区第 3 地区（Ⅰ－８８５）、諏訪第 2 地区（Ⅰ－８８７）、日原地区（Ⅰ－８９０）、日原 2 地区（Ⅰ－８９１）、石井地区（Ⅰ－８９２）、美吉地区（Ⅰ－８９６）、美吉 2 地区（Ⅰ－８９７）、観音寺地区（Ⅰ－９００）、観音寺 3 地区（Ⅰ－９０２）、道笑町 2 地区（Ⅰ－９０４）、陽田地区（Ⅰ－９０５）、博労地区（Ⅰ－９０７）、勝田 2 地区（Ⅰ－９０８）、勝田 3 地区（Ⅰ－９０９）、稲吉地区（Ⅰ－９５０）、高井谷地区（Ⅰ－９５１）、富繁地区（Ⅰ－９５２）、福井地区（Ⅰ－９５３）、福市 2 地区（Ⅰ－１１６２）、福市 3 地区（Ⅰ－１１６３）、西原地区（Ⅰ－１１７１）、彦名地区（Ⅰ－１４２４）、久米町地区（Ⅰ－１４２５）、久米町 2 地区（Ⅰ－１４２６）、祇園町 6 地区（Ⅰ－１４２７）、陰田 3 地区（Ⅰ－１４２９）、目久美地区（Ⅰ－１４３０）、榎原 2 地区（Ⅰ－１４３１）、吉谷地区（Ⅰ－１４３２）、宗像地区（Ⅰ－１４３３）、下安曇地区（Ⅰ－１４３４）、諏訪 2 地区（Ⅰ－１４３６）、西原 2 地区（Ⅰ－１４５４）、西原 4 地区（Ⅰ－１４５６）、北尾地区（Ⅰ－１４５７）、福岡地区（Ⅰ－１４５８）、西尾原地区（Ⅰ－１４５９）、石州府地区（Ⅰ－１５４０）、久米町 3 地区（Ⅱ－２８５８）、久米町 4 地区（Ⅱ－２８５９）、久米町 5 地区（Ⅱ－２８６０）、愛宕町地区（Ⅱ－２８６１）、愛宕町 2 地区（Ⅱ－２８６２）、大谷町 4 地区（Ⅱ－２８６３）、日原 3 地区（Ⅱ－２８６６）、新山地区（Ⅱ－２８６７）、新山 2 地区（Ⅱ－２８６８）、新山 3 地区（Ⅱ－２８６９）、榎原 3 地区（Ⅱ－２８７１）、榎原 4 地区（Ⅱ－２８７２）、長砂地区（Ⅱ－２８７３）、下安曇 2 地区（Ⅱ－２８７４）、下安曇 3 地区（Ⅱ－２８７５）、上安曇 4 地区（Ⅱ－２８７６）、上安曇 5 地区（Ⅱ－２８７７）、小波浜地区（Ⅱ－３０１８）、西原 5 地区（Ⅱ－３０１９）、西原 6 地区（Ⅱ－３０２０）、西原 7 地区（Ⅱ－３０２１）、上淀地区（Ⅱ－３０２２）、稲吉 2 地区（Ⅱ－３０２３）、稲吉 3 地区（Ⅱ－３０２４）、富繁 2 地区（Ⅱ－３０２５）、奈喜良地区（Ⅲ－４２７７）、尾高地区（Ⅲ－４２７８）、小波地区（Ⅲ－４３０８）、西原 8 地区（Ⅲ－４３０９）、西原 9 地区（Ⅲ－４３１０）、福岡 2 地区（Ⅲ－４３１１）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第 824 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規

定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

ごんげん谷 (I-1-3-36-1)、中原川 (I-1-3-36-2)、中津合 (I-1-3-36-3)、阿毘縁川 (I-1-3-36-5)、宮沢谷 (I-1-3-36-6)、潤谷川 (I-1-3-36-9)、宮ノ谷 (I-1-3-36-10)、懸日谷川 (I-1-3-36-13)、生山東谷川 (I-1-3-36-15)、またしろ谷川 (I-1-3-36-16)、田ノ原川 (I-1-3-36-17)、北の原谷川 (I-1-3-36-22)、牛ノ尾川 (I-1-3-36-24)、横手谷 (I-1-3-36-27)、田曾谷 (I-1-3-36-28)、糠庄川 (I-1-3-36-29)、下の谷川 (I-1-3-36-31)、御明谷川 (I-1-3-36-33)、コク蔵谷川 (I-1-3-36-39)、深塔川 (I-1-3-36-40)、小熊井川 (I-1-3-36-43)、宮谷 (I-1-3-36-44)、萩山川 (I-1-3-36-50)、松原口谷 (I-1-3-36-51)、針間川 (I-1-3-36-54)、針間谷 (I-1-3-36-55)、萩津山 (I-1-3-36-57)、上旧新谷 (I-1-3-36-63)、野組川 (I-1-3-36-67)、九塚川 (I-1-3-36-73)、湯谷川 (I-1-3-36-74)、呑まざる谷川 (I-1-3-36-75)、柳谷川 (I-1-3-36-78)、五郎谷川 (I-1-3-36-80)、塩滝川 (I-1-3-36-81)、山ノ神谷川 (I-1-3-36-82)、高代西谷川 (I-1-3-36-83)、高代中谷川 (I-1-3-36-84)、高代小谷川 (I-1-3-36-85)、堂ノ坂川 (I-1-3-36-88)、白谷川 (I-1-3-36-89)、鍛冶屋川 (I-1-3-36-95)、野田川 (I-1-3-36-100)、寺の上川 (I-1-3-36-109)、宮本の下川 (I-1-3-36-110)、谷田川 (I-1-3-36-111)、谷田下谷川 (I-1-3-36-112)、山根谷川 (I-1-3-36-113)、長砂川 (I-1-3-36-114)、東ノ原川 (I-1-3-36-115)、花口谷川 (I-1-3-36-119)、吉渡谷 (I-1-3-36-120)、井出ノ谷 (I-1-3-36-121)、高橋 (I-1-3-36-122)、寺奥谷 (I-1-3-36-123)、金久曾川 (I-1-3-36-124)、繪下山川 (I-1-3-36-130)、蛇谷川 (I-1-3-36-132)、中山川 (I-1-3-36-134)、寺奥 (I-1-3-36-135)、坂井谷川 (I-1-3-36-136)、金屋谷 (II-1-3-36-1)、源蔵谷 (II-1-3-36-2)、土居 (II-1-3-36-4)、八上三谷 (II-1-3-36-5)、鉦谷 (II-1-3-36-7)、山根 (II-1-3-36-9)、御寄谷 (II-1-3-36-10)、中村奥 (II-1-3-36-11)、桑ノ木塔 (II-1-3-36-12)、宮谷 (II-1-3-36-15)、鷹入 (II-1-3-36-16)、山神谷 (II-1-3-36-17)、坂原山 (II-1-3-36-18)、青山谷 (II-1-3-36-19)、川東山 (II-1-3-36-21)、梅ヶ谷 (II-1-3-36-23)、吉渡 (II-1-3-36-24)、梶ヶ谷 (II-1-3-36-29)、堂ノ奥 (II-1-3-36-30)、家の奥 (II-1-3-36-32)、宮ノ上 (II-1-3-36-33)、解脱寺 (II-1-3-36-36)、火装場ヶ谷 (II-1-3-36-37)、深塔山 (II-1-3-36-38)、古屋敷 (II-1-3-36-39)、同道原川 (II-1-3-36-42)、一丁田奥 (II-1-3-36-43)、水谷 (II-1-3-36-44)、川谷 (II-1-3-36-45)、本谷 (II-1-3-36-46)、大谷奥 (II-1-3-36-48)、葉侶谷 (II-1-3-36-50)、十文字山 (II-1-3-36-53)、十文字平 (II-1-3-36-54)、胡麻塔 (II-1-3-36-55)、寺田 (II-1-3-36-56)、鉄峠 (II-1-3-36-57)、家ノ奥谷 (II-1-3-36-61)、大滝 (II-1-3-36-62)、清谷 (II-1-3-36-64)、後山 (II-1-3-36-65)、桜子川 (II-1-3-36-67)、天鳥 (II-1-3-36-68)、石井谷 (II-1-3-36-69)、御明谷 (II-1-3-36-71)、ドン谷 (II-1-3-36-72)、所塔 (II-1-3-36-74)、休塔 (II-1-3-36-76)、御崎谷 (II-1-3-36-77)、坊主谷 (II-1-3-36-79)、大亀口 (II-1-3-36-81)、栢ノ谷 (II-1-3-

−36−82)、小黒目(Ⅱ−1−3−36−83)、明谷(Ⅱ−1−3−36−84)、ハンノメ(Ⅱ−1−3−36−85)、山神谷(Ⅱ−1−3−36−86)、清滝(Ⅱ−1−3−36−87)、灰谷(Ⅱ−1−3−36−89)、下垣内(Ⅱ−1−3−36−90)、下橋上(Ⅱ−1−3−36−91)、大塚畑(Ⅱ−1−3−36−92)、金井谷(Ⅱ−1−3−36−93)、新屋(Ⅱ−1−3−36−94)、鉄穴谷(Ⅱ−1−3−36−95)、吉金(Ⅱ−1−3−36−96)、カンナ谷(Ⅱ−1−3−36−97)、名谷(Ⅱ−1−3−36−98)、オノ木谷(Ⅱ−1−3−36−99)、若杉東(Ⅱ−1−3−36−100)、大谷鉦床(Ⅱ−1−3−36−101)、よし塔(Ⅱ−1−3−36−103)、松ノ前(Ⅱ−1−3−36−104)、沖塔(Ⅱ−1−3−36−106)、大原山(Ⅱ−1−3−36−107)、鉄穴奥(Ⅱ−1−3−36−108)、隠日(Ⅱ−1−3−36−110)、小谷(Ⅱ−1−3−36−111)、聖ヶ谷(Ⅱ−1−3−36−113)、聖ヶ谷奥(Ⅱ−1−3−36−114)、灌木(Ⅱ−1−3−36−115)、宗金(Ⅱ−1−3−36−116)、追立(Ⅱ−1−3−36−117)、龍王谷(Ⅱ−1−3−36−118)、土居(Ⅱ−1−3−36−120)、宗後(Ⅱ−1−3−36−121)、陰地(Ⅱ−1−3−36−122)、戸田(Ⅱ−1−3−36−123)、洞(Ⅱ−1−3−36−125)、黒谷(Ⅱ−1−3−36−126)、鉄穴内(Ⅱ−1−3−36−127)、井ノ奥(Ⅱ−1−3−36−128)、二反田(Ⅱ−1−3−36−129)、棚谷(Ⅱ−1−3−36−130)、力谷(Ⅱ−1−3−36−131)、坊塔谷(Ⅱ−1−3−36−133)、中荘川(Ⅱ−1−3−36−135)、旧新谷(Ⅱ−1−3−36−136)、船ヶ塔(Ⅱ−1−3−36−139)、大原谷(Ⅱ−1−3−36−142)、森脇谷川(Ⅱ−1−3−36−144)、狐塔(Ⅱ−1−3−36−145)、鍛冶屋塔(Ⅱ−1−3−36−149)、芝ヶ峠(Ⅱ−1−3−36−150)、林ヶ塔(Ⅱ−1−3−36−151)、植松向(Ⅱ−1−3−36−152)、仲(Ⅱ−1−3−36−153)、下ヶ市(Ⅱ−1−3−36−154)、石井(Ⅱ−1−3−36−155)、代の原(Ⅱ−1−3−36−157)、石原(Ⅱ−1−3−36−158)、飛時原山(Ⅱ−1−3−36−160)、下石見谷川(Ⅱ−1−3−36−162)、中村(Ⅱ−1−3−36−163)、金井谷川(Ⅱ−1−3−36−164)、谷川川(Ⅱ−1−3−36−165)、いもはや川(Ⅱ−1−3−36−166)、道場川(Ⅱ−1−3−36−167)、カゴの谷(Ⅱ−1−3−36−168)、陽山奥(Ⅱ−1−3−36−170)、陽山(Ⅱ−1−3−36−171)、中湯谷川(Ⅱ−1−3−36−172)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

中原地区(Ⅰ−987)、佐木谷地区(Ⅰ−988)、生山地区(Ⅰ−990)、生山B地区(Ⅰ−991)、霞地区(Ⅰ−992)、鍛冶屋地区(Ⅰ−993)、上花口地区(Ⅰ−994)、上石見地区(Ⅰ−995)、宗金地区(Ⅰ−997)、猪子原地区(Ⅰ−998)、三栄地区(Ⅰ−999)、下三栄地区(Ⅰ−1000)、多里B地区(Ⅰ−1001)、多里地区(Ⅰ−1002)、上石見2地区(Ⅰ−1173)、是次地区(Ⅰ−1174)、市場地区(Ⅰ−1175)、板井谷地区(Ⅰ−1176)、矢戸地区(Ⅰ−1177)、宮内地区(Ⅰ−1178)、湯河地区(Ⅰ−1179)、折渡地区(Ⅰ−1471)、印賀地区(Ⅰ−1472)、菅沢地区(Ⅰ−1473)、笠木地区(Ⅰ−1474)、福万来地区(Ⅰ−1476)、霞3地区(Ⅰ−1477)、生山2地区(Ⅰ−1478)、神戸上地区(Ⅰ−1479)、萩原地区(Ⅰ−1480)、萩原2地区(Ⅰ−1481)、神福地区(Ⅰ−1482)、新屋地区(Ⅰ−1483)、新屋2地区(Ⅰ−1484)、豊栄地区(Ⅰ−1486)、菅沢2地区(Ⅰ−1489)、霞5地区(Ⅰ−1490)、霞6地区(Ⅰ−1491)、寺奥地区(Ⅰ−1492)、笠木12地区(Ⅰ−人工52)、新屋3地区(Ⅰ−人工53)、上萩山地区(Ⅰ−人工54)、福寿美地区(Ⅰ−人工55)、新屋21地区(Ⅱ−2032)、谷川地区(Ⅱ−3085)、霞2地区(Ⅱ−3086)、印賀2地区(Ⅱ−3087)、印賀3地区(Ⅱ−3088)、印賀4地区(Ⅱ−3089)、印賀5地区(Ⅱ−3090)、印賀6地区(Ⅱ−3091)、印賀7地区(Ⅱ−3092)、印賀8地区(Ⅱ−3093)、印賀9地区(Ⅱ−3094)、印賀10地区(Ⅱ−3095)、印賀11地区(Ⅱ−3096)、折渡2地区(Ⅱ−3097)、折渡3地区(Ⅱ−3098)、折渡4地区(Ⅱ−3099)、折渡5地区(Ⅱ−3100)、折渡6地区(Ⅱ−3101)、折渡7地区(Ⅱ−3102)、折渡8地区(Ⅱ



－3103)、折渡 9 地区(Ⅱ－3104)、折渡 11 地区(Ⅱ－3106)、折渡 12 地区(Ⅱ－3107)、折渡 13 地区(Ⅱ－3108)、折渡 14 地区(Ⅱ－3109)、菅沢 3 地区(Ⅱ－3111)、菅沢 4 地区(Ⅱ－3112)、菅沢 5 地区(Ⅱ－3113)、菅沢 6 地区(Ⅱ－3114)、菅沢 7 地区(Ⅱ－3115)、菅沢 8 地区(Ⅱ－3116)、菅沢 9 地区(Ⅱ－3117)、菅沢 10 地区(Ⅱ－3118)、菅沢 11 地区(Ⅱ－3119)、菅沢 12 地区(Ⅱ－3120)、菅沢 13 地区(Ⅱ－3121)、菅沢 14 地区(Ⅱ－3122)、菅沢 15 地区(Ⅱ－3123)、阿毘縁地区(Ⅱ－3124)、阿毘縁 2 地区(Ⅱ－3125)、阿毘縁 3 地区(Ⅱ－3126)、阿毘縁 4 地区(Ⅱ－3127)、阿毘縁 5 地区(Ⅱ－3128)、阿毘縁 6 地区(Ⅱ－3129)、阿毘縁 7 地区(Ⅱ－3130)、阿毘縁 8 地区(Ⅱ－3131)、阿毘縁 9 地区(Ⅱ－3132)、阿毘縁 10 地区(Ⅱ－3133)、阿毘縁 11 地区(Ⅱ－3134)、下阿毘縁地区(Ⅱ－3135)、下阿毘縁 2 地区(Ⅱ－3136)、下阿毘縁 3 地区(Ⅱ－3137)、下阿毘縁 4 地区(Ⅱ－3138)、下阿毘縁 5 地区(Ⅱ－3139)、下阿毘縁 6 地区(Ⅱ－3140)、下阿毘縁 7 地区(Ⅱ－3141)、下阿毘縁 8 地区(Ⅱ－3142)、下阿毘縁 9 地区(Ⅱ－3143)、下阿毘縁 11 地区(Ⅱ－3145)、福寿実 2 地区(Ⅱ－3146)、福寿実 3 地区(Ⅱ－3147)、福寿実 4 地区(Ⅱ－3148)、福寿実 5 地区(Ⅱ－3149)、福寿実 6 地区(Ⅱ－3150)、福寿実 7 地区(Ⅱ－3151)、福寿実 9 地区(Ⅱ－3153)、福寿実 10 地区(Ⅱ－3154)、宝谷 2 地区(Ⅱ－3156)、宝谷 3 地区(Ⅱ－3157)、宝谷 4 地区(Ⅱ－3158)、茶屋 2 地区(Ⅱ－3159)、茶屋 3 地区(Ⅱ－3160)、茶屋 4 地区(Ⅱ－3161)、福万来 2 地区(Ⅱ－3162)、福万来 3 地区(Ⅱ－3163)、福万来 4 地区(Ⅱ－3164)、福万来 5 地区(Ⅱ－3165)、福万来 6 地区(Ⅱ－3166)、福万来 7 地区(Ⅱ－3167)、福万来 8 地区(Ⅱ－3168)、福万来 9 地区(Ⅱ－3169)、福万来 10 地区(Ⅱ－3170)、福万来 11 地区(Ⅱ－3171)、福万来 12 地区(Ⅱ－3172)、福万来 13 地区(Ⅱ－3173)、福万来 14 地区(Ⅱ－3174)、福万来 15 地区(Ⅱ－3175)、福万来 16 地区(Ⅱ－3176)、霞 7 地区(Ⅱ－3177)、霞 8 地区(Ⅱ－3178)、霞 9 地区(Ⅱ－3179)、霞 12 地区(Ⅱ－3182)、生山 C 地区(Ⅱ－3183)、生山 D 地区(Ⅱ－3184)、生山 E 地区(Ⅱ－3185)、生山 F 地区(Ⅱ－3186)、生山 G 地区(Ⅱ－3187)、佐木谷 2 地区(Ⅱ－3189)、佐木谷 3 地区(Ⅱ－3190)、佐木谷 4 地区(Ⅱ－3191)、佐木谷 5 地区(Ⅱ－3192)、佐木谷 6 地区(Ⅱ－3193)、笠木 3 地区(Ⅱ－3194)、笠木 4 地区(Ⅱ－3195)、笠木 5 地区(Ⅱ－3196)、笠木 6 地区(Ⅱ－3197)、笠木 7 地区(Ⅱ－3198)、笠木 8 地区(Ⅱ－3199)、笠木 9 地区(Ⅱ－3200)、笠木 10 地区(Ⅱ－3201)、花口地区(Ⅱ－3202)、花口 2 地区(Ⅱ－3203)、花口 3 地区(Ⅱ－3204)、花口 4 地区(Ⅱ－3205)、花口 5 地区(Ⅱ－3206)、花口 6 地区(Ⅱ－3207)、花口 7 地区(Ⅱ－3208)、花口 8 地区(Ⅱ－3209)、花口 9 地区(Ⅱ－3210)、花口 10 地区(Ⅱ－3211)、花口 11 地区(Ⅱ－3212)、上萩山 2 地区(Ⅱ－3213)、上萩山 3 地区(Ⅱ－3214)、上萩山 4 地区(Ⅱ－3215)、上萩山 5 地区(Ⅱ－3216)、上萩山 6 地区(Ⅱ－3217)、上萩山 7 地区(Ⅱ－3218)、上萩山 8 地区(Ⅱ－3219)、上萩山 9 地区(Ⅱ－3220)、上萩山 10 地区(Ⅱ－3221)、上萩山 11 地区(Ⅱ－3222)、上萩山 12 地区(Ⅱ－3223)、上萩山 14 地区(Ⅱ－3225)、上萩山 15 地区(Ⅱ－3226)、宮内 2 地区(Ⅱ－3227)、宮内 3 地区(Ⅱ－3228)、宮内 4 地区(Ⅱ－3229)、宮内 6 地区(Ⅱ－3231)、宮内 7 地区(Ⅱ－3232)、宮内 8 地区(Ⅱ－3233)、宮内 9 地区(Ⅱ－3234)、宮内 10 地区(Ⅱ－3235)、矢戸 2 地区(Ⅱ－3236)、矢戸 3 地区(Ⅱ－3237)、矢戸 4 地区(Ⅱ－3238)、矢戸 5 地区(Ⅱ－3239)、三栄 2 地区(Ⅱ－3240)、三栄 3 地区(Ⅱ－3241)、丸山 2 地区(Ⅱ－3243)、丸山 3 地区(Ⅱ－3244)、丸山 4 地区(Ⅱ－3245)、丸山 5 地区(Ⅱ－3246)、丸山 6 地区(Ⅱ－3247)、下石見 2 地区(Ⅱ－3249)、下石見 3 地区(Ⅱ－3250)、下石見 4 地区(Ⅱ－3251)、下石見 5 地区(Ⅱ－3252)、下石見 6 地区(Ⅱ－3253)、下石見 7 地区(Ⅱ－3254)、下石見 8 地区(Ⅱ－3255)、下石見 9 地区(Ⅱ－3256)、下石見 10 地区(Ⅱ－3257)、下石見 11 地区(Ⅱ－3258)、神戸上 2 地区(Ⅱ－3259)、神戸上 3 地区(Ⅱ－3260)、神戸上 4 地区(Ⅱ－3261)、神戸上 5 地区(Ⅱ－3262)、多里 C 地区(Ⅱ－3263)、多里 D 地区(Ⅱ－3264)、多里 E 地区(Ⅱ－3265)、多里 F 地区(Ⅱ－3266)、湯河 2 地区(Ⅱ－3267)、湯河 3 地区(Ⅱ－3268)、湯河 4 地区(Ⅱ－3269)、萩原 7 地区(Ⅱ－3270)、湯河 6 地区(Ⅱ－3271)、湯河 7 地区(Ⅱ－3272)、萩原 3 地区(Ⅱ－3273)、萩原 4 地区(Ⅱ－3274)、萩原 5 地区(Ⅱ－3275)、河上地区(Ⅱ－3276)、河上 2 地区(Ⅱ－3277)、河上 3 地区(Ⅱ－3278)、河上 4 地区(Ⅱ－3279)、河上 5 地区(Ⅱ－3280)、河上 6 地区(Ⅱ－3281)、河上 7 地区(Ⅱ－3282)、河上 8 地区(Ⅱ－3283)、河上 9 地区(Ⅱ－3284)、河上 10 地区(Ⅱ－3285)、神福 2 地区(Ⅱ－3286)、神福 3 地区(Ⅱ－3287)、神福 4 地区(Ⅱ－3288)、神福 5 地区(Ⅱ－3289)、神

福 6 地区 (Ⅱ-3290)、神福 7 地区 (Ⅱ-3291)、神福 8 地区 (Ⅱ-3292)、神福 9 地区 (Ⅱ-3293)、神福 10 地区 (Ⅱ-3294)、神福 11 地区 (Ⅱ-3295)、神福 12 地区 (Ⅱ-3296)、神福 13 地区 (Ⅱ-3297)、神福 14 地区 (Ⅱ-3298)、神福 15 地区 (Ⅱ-3299)、神福 16 地区 (Ⅱ-3300)、神福 17 地区 (Ⅱ-3301)、神福 18 地区 (Ⅱ-3302)、神福 19 地区 (Ⅱ-3303)、福塚地区 (Ⅱ-3304)、福塚 2 地区 (Ⅱ-3305)、三吉地区 (Ⅱ-3306)、三吉 2 地区 (Ⅱ-3307)、三吉 3 地区 (Ⅱ-3308)、三吉 4 地区 (Ⅱ-3309)、三吉 5 地区 (Ⅱ-3310)、三吉 6 地区 (Ⅱ-3311)、三吉 7 地区 (Ⅱ-3312)、三吉 8 地区 (Ⅱ-3313)、三吉 9 地区 (Ⅱ-3314)、三吉 10 地区 (Ⅱ-3315)、三吉 11 地区 (Ⅱ-3316)、三吉 12 地区 (Ⅱ-3317)、三吉 13 地区 (Ⅱ-3318)、三吉 14 地区 (Ⅱ-3319)、郡家地区 (Ⅱ-3320)、仲屋谷地区 (Ⅱ-3321)、鋳物屋地区 (Ⅱ-3322)、上石見 5 地区 (Ⅱ-3323)、上石見 6 地区 (Ⅱ-3324)、豊栄 2 地区 (Ⅱ-3325)、豊栄 3 地区 (Ⅱ-3326)、豊栄 4 地区 (Ⅱ-3327)、豊栄 5 地区 (Ⅱ-3328)、豊栄 6 地区 (Ⅱ-3329)、豊栄 7 地区 (Ⅱ-3330)、豊栄 8 地区 (Ⅱ-3331)、豊栄 9 地区 (Ⅱ-3332)、豊栄 10 地区 (Ⅱ-3333)、豊栄 11 地区 (Ⅱ-3334)、豊栄 12 地区 (Ⅱ-3335)、豊栄 13 地区 (Ⅱ-3336)、豊栄 14 地区 (Ⅱ-3337)、豊栄 15 地区 (Ⅱ-3338)、新屋 4 地区 (Ⅱ-3339)、多里 I 地区 (Ⅱ-3340)、新屋 6 地区 (Ⅱ-3341)、新屋 7 地区 (Ⅱ-3342)、新屋 9 地区 (Ⅱ-3344)、新屋 10 地区 (Ⅱ-3345)、新屋 11 地区 (Ⅱ-3346)、新屋 12 地区 (Ⅱ-3347)、新屋 13 地区 (Ⅱ-3348)、新屋 14 地区 (Ⅱ-3349)、新屋 16 地区 (Ⅱ-3351)、新屋 18 地区 (Ⅱ-3353)、菅沢 16 地区 (Ⅱ-3354)、折渡 16 地区 (Ⅱ-3355)、折渡 17 地区 (Ⅱ-3356)、折渡 18 地区 (Ⅱ-3357)、下阿毘縁 12 地区 (Ⅱ-3358)、下阿毘縁 13 地区 (Ⅱ-3359)、阿毘縁 12 地区 (Ⅱ-3360)、阿毘縁 13 地区 (Ⅱ-3361)、笠木 11 地区 (Ⅱ-3362)、福万来 17 地区 (Ⅱ-3363)、福万来 18 地区 (Ⅱ-3364)、福万来 19 地区 (Ⅱ-3365)、矢戸 6 地区 (Ⅱ-3366)、矢戸 7 地区 (Ⅱ-3367)、宮内 11 地区 (Ⅱ-3369)、河上 11 地区 (Ⅱ-3370)、多里 G 地区 (Ⅱ-3371)、上萩山 16 地区 (Ⅱ-3372)、上萩山 17 地区 (Ⅱ-3373)、上萩山 18 地区 (Ⅱ-3374)、上萩山 19 地区 (Ⅱ-3375)、上萩山 20 地区 (Ⅱ-3376)、上萩山 21 地区 (Ⅱ-3377)、霞 13 地区 (Ⅱ-3378)、三栄 4 地区 (Ⅱ-3379)、三栄 5 地区 (Ⅱ-3380)、萩原 6 地区 (Ⅱ-3381)、三吉 15 地区 (Ⅱ-3382)、三吉 16 地区 (Ⅱ-3383)、神福 20 地区 (Ⅱ-3384)、神福 21 地区 (Ⅱ-3385)、花口 12 地区 (Ⅱ-3386)、宗金 2 地区 (Ⅱ-3387)、下石見 13 地区 (Ⅱ-3388)、下石見 14 地区 (Ⅱ-3389)、下石見 15 地区 (Ⅱ-3390)、豊栄 16 地区 (Ⅱ-3391)、豊栄 17 地区 (Ⅱ-3392)、福塚 3 地区 (Ⅱ-3393)、福塚 4 地区 (Ⅱ-3394)、花口 13 地区 (Ⅱ-3395)、福寿実 15 地区 (Ⅱ-3653)、茶屋 6 地区 (Ⅱ-3654)、茶屋 7 地区 (Ⅱ-3655)、印賀 12 地区 (Ⅱ-人工 2014)、印賀 13 地区 (Ⅱ-人工 2015)、折渡 19 地区 (Ⅱ-人工 2016)、阿毘縁 14 地区 (Ⅱ-人工 2017)、阿毘縁 16 地区 (Ⅱ-人工 2019)、下阿毘縁 14 地区 (Ⅱ-人工 2020)、下阿毘縁 15 地区 (Ⅱ-人工 2021)、福寿実 11 地区 (Ⅱ-人工 2023)、福寿実 12 地区 (Ⅱ-人工 2024)、福寿実 13 地区 (Ⅱ-人工 2025)、茶屋 5 地区 (Ⅱ-人工 2026)、神福 22 地区 (Ⅱ-人工 2027)、神福 23 地区 (Ⅱ-人工 2028)、三吉 17 地区 (Ⅱ-人工 2029)、新屋 19 地区 (Ⅱ-人工 2030)、新屋 20 地区 (Ⅱ-人工 2031)、福寿実 14 地区 (Ⅱ-人工 2033)、丸山 7 地区 (Ⅱ-人工 2034)、多里 H 地区 (Ⅱ-人工 2035)、三吉 18 地区 (Ⅱ-人工 2036)、神戸上 6 地区 (Ⅱ-人工 2037)、花口 14 地区 (Ⅱ-人工 2038)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第 825 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 27 年 12 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

酒屋側谷 (I-1-4-26-5)、吉谷 (I-1-4-26-6)、長砂谷 (I-1-4-26-10)、水蓮谷 (I-1-4-26-11)、奥陰田谷 (I-1-4-26-19)、宗像 1 (I-1-4-26-23)、奥陰田 i (I-1-4-26-25)、長砂町 i (I-1-4-26-28)、東美谷 (I-2-26-32-2)、山坪井谷 (I-2-26-32-3)、小大場 (I-2-26-32-4)、高井谷 (I-2-26-32-6)、西原 i (I-2-26-32-7)、橋本 (II-1-4-26-3)、宗像 3 (II-1-4-26-6)、宗像 i (II-1-4-26-15)、古市 i (II-1-4-26-17)、上淀 i (II-2-26-32-4)、高井谷 i (II-2-26-32-5)、高井谷 ii (II-2-26-32-6)、石州府 i (II-2-27-26-2)、西原 iii (II-2-33-32-3)、長砂町 ii (III-1-4-26-3)、長砂町 iii (III-1-4-26-4)、長砂町 iv (III-1-4-26-5)、新山 i (III-1-4-26-6)、古市 iv (III-1-4-26-11)、吉谷 v (III-1-4-26-13)

## (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号。以下「政令」という。) 第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

上粟島地区 (I-862)、祇園町 2 地区 (I-864)、陰田地区 (I-867)、奥陰田地区 (I-871)、奥陰田 2 地区 (I-872)、酒屋側地区 (I-873)、榎原地区 (I-874)、大袋 2 地区 (I-876)、上安曇 2 地区 (I-878)、別所地区 (I-879)、諏訪地区 (I-882)、諏訪神社地区 (I-883)、福市一区第 3 地区 (I-885)、諏訪第 2 地区 (I-887)、日原地区 (I-890)、日原 2 地区 (I-891)、石井地区 (I-892)、美吉地区 (I-896)、美吉 2 地区 (I-897)、観音寺地区 (I-900)、観音寺 3 地区 (I-902)、道笑町 2 地区 (I-904)、陽田地区 (I-905)、博労地区 (I-907)、勝田 2 地区 (I-908)、勝田 3 地区 (I-909)、稲吉地区 (I-950)、高井谷地区 (I-951)、富繁地区 (I-952)、福井地区 (I-953)、福市 2 地区 (I-1162)、福市 3 地区 (I-1163)、西原地区 (I-1171)、彦名地区 (I-1424)、久米町地区 (I-1425)、久米町 2 地区 (I-1426)、陰田 3 地区 (I-1429)、榎原 2 地区 (I-1431)、吉谷地区 (I-1432)、宗像地区 (I-1433)、下安曇地区 (I-1434)、諏訪 2 地区 (I-1436)、西原 2 地区 (I-1454)、西原 4 地区 (I-1456)、北尾地区 (I-1457)、福岡地区 (I-1458)、西尾原地区 (I-1459)、石州府地区 (I-1540)、久米町 3 地区 (II-2858)、久米町 4 地区 (II-2859)、久米町 5 地区 (II-2860)、愛宕町地区 (II-2861)、愛宕町 2 地区 (II-2862)、大谷町 4 地区 (II-2863)、日原 3 地区 (II-2866)、新山地区 (II-2867)、新山 2 地区 (II-2868)、新山 3 地区 (II-2869)、榎原 3 地区 (II-2871)、榎原 4 地区 (II-2872)、長砂地区 (II-2873)、下安曇 2 地区 (II-2874)、下安曇 3 地区 (II-2875)、上安曇 4 地区 (II-2876)、上安曇 5 地区 (II-2877)、小波浜地区 (II-3018)、西原 5 地区 (II-3019)、西原 6 地区 (II-3020)、西原 7 地区 (II-3021)、上淀地区 (II-3022)、稲吉 2 地区 (II-3023)、稲吉 3 地区 (II-3024)、富繁 2 地区 (II-3025)、奈喜良地区 (III-4277)、尾高地区 (III-4278)、小波地区 (III-4308)、西原 8 地区 (III-4309)、西原 9 地区 (III-4310)、福岡 2 地区 (III-4311)

## (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## (5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第826号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

#### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

#### (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

ごんげん谷（Ⅰ-1-3-36-1）、中原川（Ⅰ-1-3-36-2）、中津合（Ⅰ-1-3-36-3）、阿毘縁川（Ⅰ-1-3-36-5）、宮沢谷（Ⅰ-1-3-36-6）、潤谷川（Ⅰ-1-3-36-9）、宮ノ谷（Ⅰ-1-3-36-10）、懸日谷川（Ⅰ-1-3-36-13）、生山東谷川（Ⅰ-1-3-36-15）、またしろ谷川（Ⅰ-1-3-36-16）、田ノ原川（Ⅰ-1-3-36-17）、北の原谷川（Ⅰ-1-3-36-22）、牛ノ尾川（Ⅰ-1-3-36-24）、横手谷（Ⅰ-1-3-36-27）、田曾谷（Ⅰ-1-3-36-28）、糠庄川（Ⅰ-1-3-36-29）、下の谷川（Ⅰ-1-3-36-31）、御明谷川（Ⅰ-1-3-36-33）、コク蔵谷川（Ⅰ-1-3-36-39）、深谷川（Ⅰ-1-3-36-40）、小熊井川（Ⅰ-1-3-36-43）、宮谷（Ⅰ-1-3-36-44）、萩山川（Ⅰ-1-3-36-50）、松原口谷（Ⅰ-1-3-36-51）、針間川（Ⅰ-1-3-36-54）、針間谷（Ⅰ-1-3-36-55）、萩津山（Ⅰ-1-3-36-57）、上旧新谷（Ⅰ-1-3-36-63）、野組川（Ⅰ-1-3-36-67）、九塚川（Ⅰ-1-3-36-73）、湯谷川（Ⅰ-1-3-36-74）、呑まざる谷川（Ⅰ-1-3-36-75）、柳谷川（Ⅰ-1-3-36-78）、五郎谷川（Ⅰ-1-3-36-80）、塩滝川（Ⅰ-1-3-36-81）、山ノ神谷川（Ⅰ-1-3-36-82）、高代西谷川（Ⅰ-1-3-36-83）、高代中谷川（Ⅰ-1-3-36-84）、高代小谷川（Ⅰ-1-3-36-85）、堂ノ坂川（Ⅰ-1-3-36-88）、白谷川（Ⅰ-1-3-36-89）、鍛冶屋川（Ⅰ-1-3-36-95）、野田川（Ⅰ-1-3-36-100）、寺の上川（Ⅰ-1-3-36-109）、宮本の下川（Ⅰ-1-3-36-110）、谷田川（Ⅰ-1-3-36-111）、谷田下谷川（Ⅰ-1-3-36-112）、山根谷川（Ⅰ-1-3-36-113）、長砂川（Ⅰ-1-3-36-114）、東ノ原川（Ⅰ-1-3-36-115）、花口谷川（Ⅰ-1-3-36-119）、吉渡谷（Ⅰ-1-3-36-120）、井出ノ谷（Ⅰ-1-3-36-121）、高橋（Ⅰ-1-3-36-122）、寺奥谷（Ⅰ-1-3-36-123）、金久曾川（Ⅰ-1-3-36-124）、繪下山川（Ⅰ-1-3-36-130）、蛇谷川（Ⅰ-1-3-36-132）、中山川（Ⅰ-1-3-36-134）、寺奥（Ⅰ-1-3-36-135）、坂井谷川（Ⅰ-1-3-36-136）、金屋谷（Ⅱ-1-3-36-1）、源蔵谷（Ⅱ-1-3-36-2）、土居（Ⅱ-1-3-36-4）、八上三谷（Ⅱ-1-3-36-5）、鈿谷（Ⅱ-1-3-36-7）、山根（Ⅱ-1-3-36-9）、御寄谷（Ⅱ-1-3-36-10）、中村奥（Ⅱ-1-3-36-11）、桑ノ木塔（Ⅱ-1-3-36-12）、宮谷（Ⅱ-1-3-36-15）、鷹入（Ⅱ-1-3-36-16）、山神谷（Ⅱ-1-3-36-17）、坂原山（Ⅱ-1-3-36-18）、青山谷（Ⅱ-1-3-36-19）、川東山（Ⅱ-1-3-36-21）、梅ヶ谷（Ⅱ-1-3-36-23）、吉渡（Ⅱ-1-3-36-24）、梶ヶ谷（Ⅱ-1-3-36-29）、堂ノ奥（Ⅱ-1-3-36-30）、家の奥（Ⅱ-1-3-36-32）、宮ノ上（Ⅱ-1-3-36-33）、解脱寺（Ⅱ-1-3-36-36）、火装場ヶ谷（Ⅱ-1-3-36-37）、深谷山（Ⅱ-1-3-36-38）、古屋敷（Ⅱ-1-3-36-39）、同道原川（Ⅱ-1-3-36-42）、一丁田奥（Ⅱ-1-3-36-43）、水谷（Ⅱ-1-3-36-44）、川谷（Ⅱ-1-3-36-45）、本谷（Ⅱ-1-3-36-46）、大谷奥（Ⅱ-1-3-36-48）、葉侶谷（Ⅱ-1-3-36-50）、十文字山（Ⅱ-1-3-36-53）、十文字平（Ⅱ-1-3-36-54）、胡麻塔（Ⅱ-1-3-36-55）、寺田

(Ⅱ-1-3-36-56)、鉄峠(Ⅱ-1-3-36-57)、家ノ奥谷(Ⅱ-1-3-36-61)、大滝(Ⅱ-1-3-36-62)、清谷(Ⅱ-1-3-36-64)、後山(Ⅱ-1-3-36-65)、桜子川(Ⅱ-1-3-36-67)、天鳥(Ⅱ-1-3-36-68)、石井谷(Ⅱ-1-3-36-69)、御明谷(Ⅱ-1-3-36-71)、ドン谷(Ⅱ-1-3-36-72)、所塔(Ⅱ-1-3-36-74)、休塔(Ⅱ-1-3-36-76)、御崎谷(Ⅱ-1-3-36-77)、坊主谷(Ⅱ-1-3-36-79)、大亀口(Ⅱ-1-3-36-81)、栢ノ谷(Ⅱ-1-3-36-82)、小黒目(Ⅱ-1-3-36-83)、明谷(Ⅱ-1-3-36-84)、ハンノメ(Ⅱ-1-3-36-85)、山神谷(Ⅱ-1-3-36-86)、清滝(Ⅱ-1-3-36-87)、灰谷(Ⅱ-1-3-36-89)、下垣内(Ⅱ-1-3-36-90)、下橋上(Ⅱ-1-3-36-91)、大塚畑(Ⅱ-1-3-36-92)、金井谷(Ⅱ-1-3-36-93)、新屋(Ⅱ-1-3-36-94)、鉄穴谷(Ⅱ-1-3-36-95)、吉金(Ⅱ-1-3-36-96)、カンナ谷(Ⅱ-1-3-36-97)、名谷(Ⅱ-1-3-36-98)、オノ木谷(Ⅱ-1-3-36-99)、若杉東(Ⅱ-1-3-36-100)、大谷鉦床(Ⅱ-1-3-36-101)、よし塔(Ⅱ-1-3-36-103)、松ノ前(Ⅱ-1-3-36-104)、沖塔(Ⅱ-1-3-36-106)、大原山(Ⅱ-1-3-36-107)、鉄穴奥(Ⅱ-1-3-36-108)、隠日(Ⅱ-1-3-36-110)、小谷(Ⅱ-1-3-36-111)、聖ヶ谷(Ⅱ-1-3-36-113)、聖ヶ谷奥(Ⅱ-1-3-36-114)、灌木(Ⅱ-1-3-36-115)、宗金(Ⅱ-1-3-36-116)、追立(Ⅱ-1-3-36-117)、龍王谷(Ⅱ-1-3-36-118)、土居(Ⅱ-1-3-36-120)、宗後(Ⅱ-1-3-36-121)、陰地(Ⅱ-1-3-36-122)、戸田(Ⅱ-1-3-36-123)、洞(Ⅱ-1-3-36-125)、黒谷(Ⅱ-1-3-36-126)、鉄穴内(Ⅱ-1-3-36-127)、井ノ奥(Ⅱ-1-3-36-128)、二反田(Ⅱ-1-3-36-129)、棚谷(Ⅱ-1-3-36-130)、力谷(Ⅱ-1-3-36-131)、坊塔谷(Ⅱ-1-3-36-133)、中荘川(Ⅱ-1-3-36-135)、旧新谷(Ⅱ-1-3-36-136)、船ヶ塔(Ⅱ-1-3-36-139)、大原谷(Ⅱ-1-3-36-142)、森脇谷川(Ⅱ-1-3-36-144)、狐塔(Ⅱ-1-3-36-145)、鍛冶屋塔(Ⅱ-1-3-36-149)、芝ヶ峠(Ⅱ-1-3-36-150)、林ヶ塔(Ⅱ-1-3-36-151)、植松向(Ⅱ-1-3-36-152)、仲(Ⅱ-1-3-36-153)、下ヶ市(Ⅱ-1-3-36-154)、石井(Ⅱ-1-3-36-155)、代の原(Ⅱ-1-3-36-157)、石原(Ⅱ-1-3-36-158)、飛時原山(Ⅱ-1-3-36-160)、下石見谷川(Ⅱ-1-3-36-162)、中村(Ⅱ-1-3-36-163)、金井谷川(Ⅱ-1-3-36-164)、谷川川(Ⅱ-1-3-36-165)、いもはや川(Ⅱ-1-3-36-166)、道場川(Ⅱ-1-3-36-167)、カゴの谷(Ⅱ-1-3-36-168)、陽山奥(Ⅱ-1-3-36-170)、陽山(Ⅱ-1-3-36-171)、中湯谷川(Ⅱ-1-3-36-172)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

中原地区(Ⅰ-987)、佐木谷地区(Ⅰ-988)、生山地区(Ⅰ-990)、生山B地区(Ⅰ-991)、霞地区(Ⅰ-992)、鍛冶屋地区(Ⅰ-993)、上花口地区(Ⅰ-994)、上石見地区(Ⅰ-995)、宗金地区(Ⅰ-997)、猪子原地区(Ⅰ-998)、三栄地区(Ⅰ-999)、下三栄地区(Ⅰ-1000)、多里B地区(Ⅰ-1001)、多里地区(Ⅰ-1002)、上石見2地区(Ⅰ-1173)、是次地区(Ⅰ-1174)、市場地区(Ⅰ-1175)、板井谷地区(Ⅰ-1176)、矢戸地区(Ⅰ-1177)、宮内地区(Ⅰ-1178)、湯河地区(Ⅰ-1179)、折渡地区(Ⅰ-1471)、印賀地区(Ⅰ-1472)、菅沢地区(Ⅰ-1473)、笠木地区(Ⅰ-1474)、福万来地区(Ⅰ-1476)、霞3地区(Ⅰ-1477)、生山2地区(Ⅰ-1478)、神戸上地区(Ⅰ-1479)、萩原地区(Ⅰ-1480)、萩原2地区(Ⅰ-1481)、神福地区(Ⅰ-1482)、新屋地区(Ⅰ-1483)、新屋2地区(Ⅰ-1484)、豊栄地区

(I-1486)、菅沢 2 地区 (I-1489)、霞 5 地区 (I-1490)、霞 6 地区 (I-1491)、寺奥地区 (I-1492)、笠木 12 地区 (I-人工 52)、新屋 3 地区 (I-人工 53)、上萩山地区 (I-人工 54)、福寿実地区 (I-人工 55)、新屋 21 地区 (II-2032)、谷川地区 (II-3085)、霞 2 地区 (II-3086)、印賀 2 地区 (II-3087)、印賀 3 地区 (II-3088)、印賀 4 地区 (II-3089)、印賀 5 地区 (II-3090)、印賀 6 地区 (II-3091)、印賀 7 地区 (II-3092)、印賀 8 地区 (II-3093)、印賀 9 地区 (II-3094)、印賀 10 地区 (II-3095)、印賀 11 地区 (II-3096)、折渡 2 地区 (II-3097)、折渡 3 地区 (II-3098)、折渡 4 地区 (II-3099)、折渡 5 地区 (II-3100)、折渡 6 地区 (II-3101)、折渡 7 地区 (II-3102)、折渡 8 地区 (II-3103)、折渡 9 地区 (II-3104)、折渡 11 地区 (II-3106)、折渡 12 地区 (II-3107)、折渡 13 地区 (II-3108)、折渡 14 地区 (II-3109)、菅沢 3 地区 (II-3111)、菅沢 4 地区 (II-3112)、菅沢 5 地区 (II-3113)、菅沢 6 地区 (II-3114)、菅沢 7 地区 (II-3115)、菅沢 8 地区 (II-3116)、菅沢 9 地区 (II-3117)、菅沢 10 地区 (II-3118)、菅沢 11 地区 (II-3119)、菅沢 12 地区 (II-3120)、菅沢 13 地区 (II-3121)、菅沢 14 地区 (II-3122)、菅沢 15 地区 (II-3123)、阿毘縁地区 (II-3124)、阿毘縁 2 地区 (II-3125)、阿毘縁 3 地区 (II-3126)、阿毘縁 4 地区 (II-3127)、阿毘縁 5 地区 (II-3128)、阿毘縁 6 地区 (II-3129)、阿毘縁 7 地区 (II-3130)、阿毘縁 8 地区 (II-3131)、阿毘縁 9 地区 (II-3132)、阿毘縁 10 地区 (II-3133)、阿毘縁 11 地区 (II-3134)、下阿毘縁地区 (II-3135)、下阿毘縁 2 地区 (II-3136)、下阿毘縁 3 地区 (II-3137)、下阿毘縁 4 地区 (II-3138)、下阿毘縁 5 地区 (II-3139)、下阿毘縁 6 地区 (II-3140)、下阿毘縁 7 地区 (II-3141)、下阿毘縁 8 地区 (II-3142)、下阿毘縁 9 地区 (II-3143)、下阿毘縁 11 地区 (II-3145)、福寿実 2 地区 (II-3146)、福寿実 3 地区 (II-3147)、福寿実 4 地区 (II-3148)、福寿実 5 地区 (II-3149)、福寿実 6 地区 (II-3150)、福寿実 7 地区 (II-3151)、福寿実 9 地区 (II-3153)、福寿実 10 地区 (II-3154)、宝谷 2 地区 (II-3156)、宝谷 3 地区 (II-3157)、宝谷 4 地区 (II-3158)、茶屋 2 地区 (II-3159)、茶屋 3 地区 (II-3160)、茶屋 4 地区 (II-3161)、福万来 2 地区 (II-3162)、福万来 3 地区 (II-3163)、福万来 4 地区 (II-3164)、福万来 5 地区 (II-3165)、福万来 6 地区 (II-3166)、福万来 7 地区 (II-3167)、福万来 8 地区 (II-3168)、福万来 9 地区 (II-3169)、福万来 10 地区 (II-3170)、福万来 11 地区 (II-3171)、福万来 12 地区 (II-3172)、福万来 13 地区 (II-3173)、福万来 14 地区 (II-3174)、福万来 15 地区 (II-3175)、福万来 16 地区 (II-3176)、霞 7 地区 (II-3177)、霞 8 地区 (II-3178)、霞 9 地区 (II-3179)、霞 12 地区 (II-3182)、生山 C 地区 (II-3183)、生山 D 地区 (II-3184)、生山 E 地区 (II-3185)、生山 F 地区 (II-3186)、生山 G 地区 (II-3187)、佐木谷 2 地区 (II-3189)、佐木谷 3 地区 (II-3190)、佐木谷 4 地区 (II-3191)、佐木谷 5 地区 (II-3192)、佐木谷 6 地区 (II-3193)、笠木 3 地区 (II-3194)、笠木 4 地区 (II-3195)、笠木 5 地区 (II-3196)、笠木 6 地区 (II-3197)、笠木 7 地区 (II-3198)、笠木 8 地区 (II-3199)、笠木 9 地区 (II-3200)、笠木 10 地区 (II-3201)、花口地区 (II-3202)、花口 2 地区 (II-3203)、花口 3 地区 (II-3204)、花口 4 地区 (II-3205)、花口 5 地区 (II-3206)、花口 6 地区 (II-3207)、花口 7 地区 (II-3208)、花口 8 地区 (II-3209)、花口 9 地区 (II-3210)、花口 10 地区 (II-3211)、花口 11 地区 (II-3212)、上萩山 2 地区 (II-3213)、上萩山 3 地区 (II-3214)、上萩山 4 地区 (II-3215)、上萩山 5 地区 (II-3216)、上萩山 6 地区 (II-3217)、上萩山 7 地区 (II-3218)、上萩山 8 地区 (II-3219)、上萩山 9 地区 (II-3220)、上萩山 10 地区 (II-3221)、上萩山 11 地区 (II-3222)、上萩山 12 地区 (II-3223)、上萩山 14 地区 (II-3225)、上萩山 15 地区 (II-3226)、宮内 2 地区 (II-3227)、宮内 3 地区 (II-3228)、宮内 4 地区 (II-3229)、宮内 6 地区 (II-3231)、宮内 7 地区 (II-3232)、宮内 8 地区 (II-3233)、宮内 9 地区 (II-3234)、宮内 10 地区 (II-3235)、矢戸 2 地区 (II-3236)、矢戸 3 地区 (II-3237)、矢戸 4 地区 (II-3238)、矢戸 5 地区 (II-3239)、三栄 2 地区 (II-3240)、三栄 3 地区 (II-3241)、丸山 2 地区 (II-3243)、丸山 3 地区 (II-3244)、丸山 4 地区 (II-3245)、丸山 5 地区 (II-3246)、丸山 6 地区 (II-3247)、下石見 2 地区 (II-3249)、下石見 3 地区 (II-3250)、下石見 4 地区 (II-3251)、下石見 5 地区 (II-3252)、下石見 6 地区 (II-3253)、下石見 7 地区 (II-3254)、下石見 8 地区 (II-3255)、下石見 9 地区 (II-3256)、下石見 10 地区 (II-3257)、下石見 11 地区 (II-3258)、神戸上 2 地区 (II-3259)、神戸上 3 地区 (II-3260)、神戸上 4 地区 (II-3261)、神

戸上 5 地区 (Ⅱ-3262)、多里 C 地区 (Ⅱ-3263)、多里 D 地区 (Ⅱ-3264)、多里 E 地区 (Ⅱ-3265)、多里 F 地区 (Ⅱ-3266)、湯河 2 地区 (Ⅱ-3267)、湯河 3 地区 (Ⅱ-3268)、湯河 4 地区 (Ⅱ-3269)、萩原 7 地区 (Ⅱ-3270)、湯河 6 地区 (Ⅱ-3271)、湯河 7 地区 (Ⅱ-3272)、萩原 3 地区 (Ⅱ-3273)、萩原 4 地区 (Ⅱ-3274)、萩原 5 地区 (Ⅱ-3275)、河上地区 (Ⅱ-3276)、河上 2 地区 (Ⅱ-3277)、河上 3 地区 (Ⅱ-3278)、河上 4 地区 (Ⅱ-3279)、河上 5 地区 (Ⅱ-3280)、河上 6 地区 (Ⅱ-3281)、河上 7 地区 (Ⅱ-3282)、河上 8 地区 (Ⅱ-3283)、河上 9 地区 (Ⅱ-3284)、河上 10 地区 (Ⅱ-3285)、神福 2 地区 (Ⅱ-3286)、神福 3 地区 (Ⅱ-3287)、神福 4 地区 (Ⅱ-3288)、神福 5 地区 (Ⅱ-3289)、神福 6 地区 (Ⅱ-3290)、神福 7 地区 (Ⅱ-3291)、神福 8 地区 (Ⅱ-3292)、神福 9 地区 (Ⅱ-3293)、神福 10 地区 (Ⅱ-3294)、神福 11 地区 (Ⅱ-3295)、神福 12 地区 (Ⅱ-3296)、神福 13 地区 (Ⅱ-3297)、神福 14 地区 (Ⅱ-3298)、神福 15 地区 (Ⅱ-3299)、神福 16 地区 (Ⅱ-3300)、神福 17 地区 (Ⅱ-3301)、神福 18 地区 (Ⅱ-3302)、神福 19 地区 (Ⅱ-3303)、福塚地区 (Ⅱ-3304)、福塚 2 地区 (Ⅱ-3305)、三吉地区 (Ⅱ-3306)、三吉 2 地区 (Ⅱ-3307)、三吉 3 地区 (Ⅱ-3308)、三吉 4 地区 (Ⅱ-3309)、三吉 5 地区 (Ⅱ-3310)、三吉 6 地区 (Ⅱ-3311)、三吉 7 地区 (Ⅱ-3312)、三吉 8 地区 (Ⅱ-3313)、三吉 9 地区 (Ⅱ-3314)、三吉 10 地区 (Ⅱ-3315)、三吉 11 地区 (Ⅱ-3316)、三吉 12 地区 (Ⅱ-3317)、三吉 13 地区 (Ⅱ-3318)、三吉 14 地区 (Ⅱ-3319)、郡家地区 (Ⅱ-3320)、仲屋谷地区 (Ⅱ-3321)、鋳物屋地区 (Ⅱ-3322)、上石見 5 地区 (Ⅱ-3323)、上石見 6 地区 (Ⅱ-3324)、豊栄 2 地区 (Ⅱ-3325)、豊栄 3 地区 (Ⅱ-3326)、豊栄 4 地区 (Ⅱ-3327)、豊栄 5 地区 (Ⅱ-3328)、豊栄 6 地区 (Ⅱ-3329)、豊栄 7 地区 (Ⅱ-3330)、豊栄 8 地区 (Ⅱ-3331)、豊栄 9 地区 (Ⅱ-3332)、豊栄 10 地区 (Ⅱ-3333)、豊栄 11 地区 (Ⅱ-3334)、豊栄 12 地区 (Ⅱ-3335)、豊栄 13 地区 (Ⅱ-3336)、豊栄 14 地区 (Ⅱ-3337)、豊栄 15 地区 (Ⅱ-3338)、新屋 4 地区 (Ⅱ-3339)、多里 I 地区 (Ⅱ-3340)、新屋 6 地区 (Ⅱ-3341)、新屋 7 地区 (Ⅱ-3342)、新屋 9 地区 (Ⅱ-3344)、新屋 10 地区 (Ⅱ-3345)、新屋 11 地区 (Ⅱ-3346)、新屋 12 地区 (Ⅱ-3347)、新屋 13 地区 (Ⅱ-3348)、新屋 14 地区 (Ⅱ-3349)、新屋 16 地区 (Ⅱ-3351)、新屋 18 地区 (Ⅱ-3353)、菅沢 16 地区 (Ⅱ-3354)、折渡 16 地区 (Ⅱ-3355)、折渡 17 地区 (Ⅱ-3356)、折渡 18 地区 (Ⅱ-3357)、下阿毘縁 12 地区 (Ⅱ-3358)、下阿毘縁 13 地区 (Ⅱ-3359)、阿毘縁 12 地区 (Ⅱ-3360)、阿毘縁 13 地区 (Ⅱ-3361)、笠木 11 地区 (Ⅱ-3362)、福万来 17 地区 (Ⅱ-3363)、福万来 18 地区 (Ⅱ-3364)、福万来 19 地区 (Ⅱ-3365)、矢戸 6 地区 (Ⅱ-3366)、矢戸 7 地区 (Ⅱ-3367)、宮内 11 地区 (Ⅱ-3369)、河上 11 地区 (Ⅱ-3370)、多里 G 地区 (Ⅱ-3371)、上萩山 16 地区 (Ⅱ-3372)、上萩山 17 地区 (Ⅱ-3373)、上萩山 18 地区 (Ⅱ-3374)、上萩山 19 地区 (Ⅱ-3375)、上萩山 20 地区 (Ⅱ-3376)、上萩山 21 地区 (Ⅱ-3377)、霞 13 地区 (Ⅱ-3378)、三栄 4 地区 (Ⅱ-3379)、三栄 5 地区 (Ⅱ-3380)、萩原 6 地区 (Ⅱ-3381)、三吉 15 地区 (Ⅱ-3382)、三吉 16 地区 (Ⅱ-3383)、神福 20 地区 (Ⅱ-3384)、神福 21 地区 (Ⅱ-3385)、花口 12 地区 (Ⅱ-3386)、宗金 2 地区 (Ⅱ-3387)、下石見 13 地区 (Ⅱ-3388)、下石見 14 地区 (Ⅱ-3389)、下石見 15 地区 (Ⅱ-3390)、豊栄 16 地区 (Ⅱ-3391)、豊栄 17 地区 (Ⅱ-3392)、福塚 3 地区 (Ⅱ-3393)、福塚 4 地区 (Ⅱ-3394)、花口 13 地区 (Ⅱ-3395)、福寿実 15 地区 (Ⅱ-3653)、茶屋 6 地区 (Ⅱ-3654)、茶屋 7 地区 (Ⅱ-3655)、福寿実 16 地区 (Ⅱ-3666)、印賀 12 地区 (Ⅱ-人工 2014)、印賀 13 地区 (Ⅱ-人工 2015)、折渡 19 地区 (Ⅱ-人工 2016)、阿毘縁 14 地区 (Ⅱ-人工 2017)、阿毘縁 16 地区 (Ⅱ-人工 2019)、下阿毘縁 14 地区 (Ⅱ-人工 2020)、下阿毘縁 15 地区 (Ⅱ-人工 2021)、福寿実 11 地区 (Ⅱ-人工 2023)、福寿実 12 地区 (Ⅱ-人工 2024)、福寿実 13 地区 (Ⅱ-人工 2025)、茶屋 5 地区 (Ⅱ-人工 2026)、神福 22 地区 (Ⅱ-人工 2027)、神福 23 地区 (Ⅱ-人工 2028)、三吉 17 地区 (Ⅱ-人工 2029)、新屋 19 地区 (Ⅱ-人工 2030)、新屋 20 地区 (Ⅱ-人工 2031)、福寿実 14 地区 (Ⅱ-人工 2033)、丸山 7 地区 (Ⅱ-人工 2034)、多里 H 地区 (Ⅱ-人工 2035)、三吉 18 地区 (Ⅱ-人工 2036)、神戸上 6 地区 (Ⅱ-人工 2037)、花口 14 地区 (Ⅱ-人工 2038)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第36号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成27年12月22日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成27年12月24日（木）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正について
  - (2) その他